

平成17年分から

消費税の申告と納税が変わります

新たに課税事業者となつた個人事業者の皆さんへ

個人事業者のうち、平成15

年分の課税売上高が1,000万円を超えた方は、平成17

年1月1日から新たに課税事業者となり、消費税の申告と納税が必要です。

また、売上高が5,000万円以下の課税事業者の方は、簡易課税制度が選択できます。

新たに課税事業者となつた方は、平成17年12月31日が提出期限です。

なお、平成17年分の消費税・地方消費税の申告と納税期限は、平成18年3月31日です。

振替納税制度を ご利用ください

消費税・地方消費税(個人事業者)の納税には、便利な振替納税をご利用ください。

新たに振替納税を希望される場合は、申告期限までに預貯金先の金融機関または所轄の税務署に、「預貯金口座

振替依頼書」を提出してください。

【年末調整 説明会を開催】

とき	ところ
11月15日(火)	比和文化会館
16日(水)	庄原市民会館
17日(木)	西城公民館
18日(金)	東城町老人福祉センター

※時間はいずれも10時から12時まで

問い合わせ

庄原税務署

☎ 0824-73-1146
税務課市民税係

農業所得の申告は、前回から農業所得標準がなくなり、すべての農家の方が、収入から経費を差し引いて計算する「収支計算」になっています。

申告の際には、ご自分で収入・経費に関する書類を保存し、申告の前までに収入のまとめと、経費の振分けをして、いただく必要があります。このため、農業所得の申告者を対象に次の内容で相談会を開催します。申告がスムーズに受けられるよう、農家の方の積極的な参加をお願いします。

開催日程

庄原地域

とき	地区	時間	会場
11月29日(火)	高本村	10時～14時～	総合体育馆
30日(水)	峰田敷信	10時～14時～	
12月1日(木)	東西	10時～14時～	
2日(金)	北庄原	10時～14時～	

※ご都合の悪い場合は、割当て地区以外の日に来ていただいてもかまいません。

東城地域

とき	時間	会場
11月22日(火)	13時～19時30分～	東城支所
25日(金)	19時30分～	小奴可研修センター

なお、庄原地区および東城地区以外については、各支所で随時相談に応じます。
庄原税務署

問い合わせ
庄原税務署
税務課市民税係
☎ 0824-73-1146
☎ 0824-82-2124
東城支所市民課
☎ 08477-2-5121
高野支所市民課
☎ 0824-86-2115
口和支所市民課
☎ 0824-87-2112
比和支所市民課
☎ 0824-85-3001
総領支所市民課
☎ 0824-88-3063

農業収支計算 相談会を開催

問い合わせ
庄原税務署
税務課市民税係
☎ 0824-73-1146
☎ 0824-82-2124
東城支所市民課
☎ 08477-2-5121
高野支所市民課
☎ 0824-86-2115
口和支所市民課
☎ 0824-87-2112
比和支所市民課
☎ 0824-85-3001
総領支所市民課
☎ 0824-88-3063

◎月別集計表の作成(2時間)
ご自分で保存されている書類(貯金通帳・請求書・領収書・シート等)を必ずご持参ください。それを基に各自で月別集計表に書き出していくだけります。

また、説明会資料【収支計算の手引き】をお持ちの方は、併せてご持参ください。